

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区がため池防災対策特別事業（ため池整備事業）椎尾池地区を行うことについて令和7年8月8日認可した。

令和7年8月22日

香川県知事 池 田 豊 人